

障がい児(障がい者手帳をお持ちの小学生以下)の地下鉄利用が便利に！

「障がい児向け「小児はやかけん」ポイント」を開始します

福岡市地下鉄では、小児料金の割引が適用される障がい児(障がい者手帳をお持ちの小学生以下)が地下鉄を利用するには、駅係員に障がい者手帳を提示し、券売機で乗車券を購入する必要があったため、多くの時間や手間がかかり、負担となっていました。

そこで、対象の障がい児の利便性向上を図るため、現在の乗車券の購入方法に加えて、事前登録を行った「小児はやかけん」で市地下鉄を利用された場合、一旦小児料金をお支払いいただき、利用の翌月に割引料金との差額を「**はやかけんポイント**」として付与する取組みを新たに開始します。

小児料金の割引が適用される障がい児の地下鉄の利用方法

| 現 在 | 令和4年7月1日乗車分から |
|--|---|
| <p><対象者> 身体障害者手帳(1～6級)、療育手帳(A・B)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)を所持する障がい児(小学生以下)</p> | |
| <p><利用方法> 以下の手順で、小児料金の障がい児割引が適用される乗車券を購入</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駅券売機で駅係員呼び出し 2 障がい者手帳を駅係員に提示 3 駅券売機で小児料金の割引が適用される乗車券を購入 | <p><利用方法> ○左記の利用方法(現在の利用方法)</p> <p>又は</p> <p>○事前登録を行った「小児はやかけん」の利用によるポイント付与(新設)</p> |

障がい児向け「小児はやかけん」ポイントの付与方法について

<開始日> **令和4年7月1日乗車分**よりポイント運用開始
 ※**令和4年6月15日**よりホームページ又は郵送にて事前登録開始

<方 法> ポイント付与までの流れは以下のとおり

1. 事前登録(ホームページまたは郵送) ※小児はやかけんや障がい者手帳等の写しが必要です。登録後、登録完了メールが送信されます。
2. 登録した「小児はやかけん」で改札機をタッチして地下鉄に乗車
(一旦、小児普通料金を支払ってください)
3. 小児料金と割引料金の差額を「はやかけんポイント」として翌月10日に付与
(実質的に小児料金の割引が適用された料金と同負担となります)

★障がい児向け「小児はやかけん」ポイントのメリット★

1. 他の利用者と同様に、「小児はやかけん」を改札機にタッチして地下鉄を利用できます。
2. 登録は原則1回だけ。地下鉄に乗る度に障がい者手帳を提示する必要がありません。
3. 「小児はやかけん」は、全国相互利用エリアでの利用が可能です。

※他の交通事業者でも、障がい者手帳を提示すれば、割引料金で乗車できます。

ただし、割引となる障がいの区分については、交通事業者により異なります。

○事前登録の方法((1)(2)のいずれかの方法による)

(1) 福岡市地下鉄のホームページから申請

URL:<https://subway.city.fukuoka.lg.jp/topics/page.php?id=1524>

(2) オンライン以外による申請の場合は、申請書に必要事項を記載のうえ、下記の宛先まで郵送してください。

- ※申請書は ①福岡市地下鉄のホームページからダウンロード可能なほか、
②福岡市地下鉄の各お客様サービスセンター(定期券うりば)(姪浜駅、西新駅、天神駅、博多駅、貝塚駅、別府駅)等にて配布します。

【郵送先】

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号
福岡市交通局運輸部営業課 IC カード係 宛

○ポイントの付与日は、利用した月の翌月 10 日です。

※ただし、初回のはやかけんポイント付与(7月及び8月乗車分)は、令和4年9月 10 日(土) にまとめて付与する予定です。

※ポイントを利用する場合は、福岡市地下鉄の駅券売機でポイントチャージが必要です。

※登録を受け付けた日が月の途中であっても、登録した「はやかけん」での地下鉄の乗車があった場合には、月初(1日)にさかのぼってポイントを付与いたします。

(例:登録を受け付けた日が7月 20 日の場合、7月 1 日の乗車分からポイントの対象となります)

<参考>

○「小児はやかけん」とは、地下鉄の自動改札機で小児料金が適用され、また、全国相互利用が可能な ICカードです。(12 歳となる年度の3月31 日(4月1日が誕生日の場合、前日の3月31日まで有効)

【 問い合わせ先 】

福岡市交通局運輸部営業課 宮崎、原田 電話:092-732-4179(内線 140-4179)